

「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が生まれました

静岡県車椅子友の会 山崎克巳

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。また、静岡県では「障害者差別解消法」の施行を受け、多くの障害当事者や関係者のご尽力により、平成29年4月1日から「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

では、なぜ国の法律があるのに県条例なの？と思われる方がいらっしゃるのではないのでしょうか？それには障害当事者の強い思いがあるのです。国の法律である「障害者差別解消法」では規定されていない救済システムや十分でない女性障害者や複合差別、関連差別の補完などをそれぞれの地域で条例に盛り込み、より充実したものにし、法律を活用していくことが必要だという思いから条例作りに取り組んできたのです。

一般の方からすると「差別」という言葉を聞くとかなり強い印象をお持ちになる方もいるのではないのでしょうか。しかし、私たちが言いたいことは、障害がある人もない人も同じルール（平等）の社会の中で生活をしていきたいということです。一つの事例を挙げて説明したいと思います。電車やバスに乗ることは私たち障害者もほとんど出来ます・・・が、乗車するまでの間には、例えば、混雑しているときは次の便まで待たされたり、安全という言葉のもとに改札で待たされて一人でホームへ移動することを制限されるなど、そこには障害のある人だけが経験する様々なルールが存在しているのです。こんなことを私が言うと「安全のためだから仕方ないだろう」とか「障害者の勝手な言い分だ」などという方が出てくるかもしれません。先にも述べましたが、大切なことは私たち障害者が特別ではなく当たり前の存在として社会で暮らせることです。

法律（県条例）が出来たことは素晴らしいことだと思います。しかし、生まれたばかりの法律（条例）をそのままにせず、きちんと育てていくことがこれからの課題だと私たち（障害当事者）は感じています。そして、課題克服に向けた活動をしていくことで、差別のない平等の社会を感じられる静岡県にしていきたいと思っています。